

扶 養 の 申 立 書

1. 認定を受けようとする方について

氏 名	生 年 月 日	年 齡	同居・別居の別	配偶者の有無
	年 月 日		同居・別居	1. 有 2. 無 ( 死亡 ・ その他 )
※ 組合員と別居の場合記入してください。				
別居先での同居人の有無			金銭支援の有無及び金額	
1. 有 (同居人と組合員の続柄 ) 2. 無			1. 有 ( 円/月 ) 2. 無	
※ 退職を理由として認定を受けた (受けようとする) 場合に記入してください。				
退 職 日	雇 用 保 険 の 支 給 に つ い て			
年 月 日	1. 雇用保険の支給終了 (終了日 年 月 日) 2. 受給権を放棄している 3. 給付制限期間中である (支給開始予定日 年 月 日) 4. その他 ( )			
認定を受けようとする方の収入の有無 (収入の種類と見込み額) ※ 必ず記入してください。				
種 別	有 無	見 込 額	備考 (算出方法・根拠を記入して下さい)	
1. 老齢 (退職) 年金	有 ・ 無	円		
2. 遺族年金	有 ・ 無	円		
3. 障害年金	有 ・ 無	円		
4. 個人年金 ・ 財形年金等	有 ・ 無	円		
5. 給与 (アルバイト含む)	有 ・ 無	円		
6. 株式 ・ 投資信託等	有 ・ 無	円		
7. 雇用保険	有 ・ 無	円		
8. その他 (不動産 ・ 営業等)	有 ・ 無	円		
合 計 (必ず記入してください。)		円		

2. 家族構成について (注) 認定を受けようとする方についても記入してください。

続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	同居・別居の別		現 住 所
				前 年 度	当 年 度	
組合員						

3. 扶養しなければならない事情 (必ず記入してください。)

(認定対象者の状況、別居している場合にはその理由及び送金方法等を具体的に記入してください。)

(別紙へ記入可)

上記のとおり相違ありません。

公立学校共済組合三重支部長 様 所 属 所 名

令和 年 月 日 組 合 員 氏 名

## 被扶養者特別認定申請（新規・区分変更）提出書類一覧

提出書類	区 分			備 考
	0歳～義務教育	高校生	左記以外	
被扶養者特別認定申請書 ※1	○	○	○	
扶養の申立書 ※1	○	○	○	
戸籍謄本（原本）	○	○	○	新規認定かつ過去に当該組合員の被扶養者として認定を受けたことが無い場合のみ。
【組合員以外に扶養義務者がいる場合】 扶養義務者の収入額が確認できるもの	○	○	○	事業所得がある場合は、確定申告書の写し（収支内訳書を含む）も必要 ※5 その他所得証明書で詳細が確認できない収入（障害・遺族年金、個人年金など）がある場合。
扶養義務者の所得証明書（原本）※4	○	○	○	
扶養義務者の収入が確認できるもの（非課税収入も含む）	○	○	○	
住民票（原本・認定を受けようとする家族のもの）※6	○	○	○	新規認定でかつ日本国内に住民票がある場合のみ。
住民票（原本・組合員のもの）	○	○	○	新規認定でかつ組合員と認定を受けようとする方が同居（居所で判断）の場合のみ
在学証明書（原本。学生証は不可）	○	○	○	
【組合員と認定対象者が別居している場合】※7 送金事実が確認できるもの（通帳の写しなど）※8	○	○	○	口座名義人が確認できる部分もコピーしてください。手渡しの場合に限り、被扶養者からの申立書（※1）でも可。
【日本国内に認定対象者の住民票がない場合】 国内居住要件の例外事由を確認できる書類 ※9	○	○	○	認定対象者が日本国内に住民票がない場合のみ。既に例外事由を申告済みの方が認定区分の変更時場合は省略可。
【認定対象者に収入がある場合】 向こう1年間の総収入が確認できるもの	○	○	○	勤務先で作成されたもの。月額及び年額（総支給額）が必ず記載されていること。
【給与収入がある場合】 給与支払見込証明書	○	○	○	
【公的年金・個人年金がある場合】 年金振込通知書の写し	○	○	○	最新の年金額が確認できるもの。源泉徴収票は不可。
その他収入を証明するもの（非課税の収入も含む）	○	○	○	確定申告書（収支内訳書を含む）の写しなど。
認定事由（退職、収入減など）及びその発生日が確認できるもの	○	○	○	新規認定の場合のみ 添付書類例：退職証明書（辞令）、健康保険被保険者資格喪失証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など。（いずれも写しで可）

※1. 用紙については、公立学校共済組合三重支部のホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

※2. この場合の「高校生」に定時制（夜間）および通信制に在籍する方は含まれません。

※3. 「左記以外」には各学生（大学生、大学院生、専門学校生、科目履修生、定時制、通信制、海外への留学生等）のほか、無職やフリーターなども含みます。

※4. 所得証明書の添付が必要な方については、「所得証明書添付事例（※1）」でご確認ください。他の扶養義務者の収入より組合員の給与収入が多い場合、組合員の分については源泉徴収票の写しでも構いません。

所得証明書にある収入に大きな変動があり、扶養義務者の収入が逆転する場合、それを証明する書類も必要です。（復職・離職辞令や年金証書の写しなど）

※5. 事業所得とは、営業、不動産、農業、漁業、山林所得または株式配当などを指します。

※6. 居所（実際に住んでいる住所）の同居・別居に関わらず、添付していただく必要があります。

※7. 住民票上の住所ではなく、居所（実際に住んでいる住所）で判断してください。

※8. 認定区分変更申請の場合または認定を受けようとする家族の状況によっては、複数回送金していることが確認できるものが必要となる場合があります。

※9. 国内居住要件の例外事由を確認できる書類とは以下のものを指します。

例外該当事由	添付書類（つぎのいずれか）
① 外国に一時的に留学する方	査証（ビザ）または外国の学校に在籍していることが確認できるもの（学生証、在学証明書または入学証明書等の写し）
② 外国に赴任する組合員に同行する方	査証（ビザ）、組合員の海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で長期に渡り渡航する方	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる方	個別に判断しますのでお問い合わせください。

認定を受けようとする家族や他の扶養義務者の現況等によっては上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。